

斜里町まちづくり基本条例(仮称)を

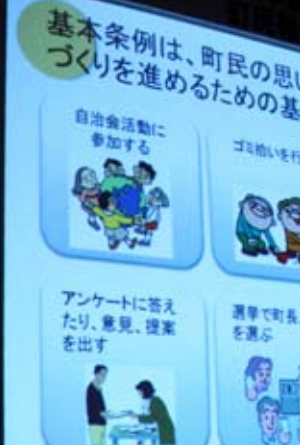
つくる会 町民報告会

2月14日(火)、ゆめホール知床公民館ホールで「斜里町まちづくり基本条例(仮称)をつくる会・町民報告会」が約150人の参加者を集め開催され、平成22年9月に同会が発足してから約1年半、40回以上の会議の中で条例に盛り込むべき内容の検討を重ねてきた経過と、まとめ上げた条例素案の内容の報告が行われました。

■条例の名称は

『斜里町自治基本条例』

報告会の冒頭で、つくる会の三浦勝利会長から、「本会の名称は、まちづくり基本条例(仮称)をつくる会となっ



▲つくる会を代表して、横山委員から丁寧な報告がありました。

ているが、『まちづくり』という言葉は多様な意味でもとらえられる曖昧な表現でもあるため、自分たちの地域は自分たちで治める『自治』を条例名に用いて、『斜里町自治基本条例』として本年3月中旬に町長に提言する」との説明がありました。

■広く町民に理解され長く親しまれる条例に

引き続き、来賓の馬場町長から、「この条例は、つくる過程が大事であり、町と町民が共に知恵を出し合うことが大切。つくる会に敬意と感謝を申し上げる」とのあいさつがあり、その後、つくる会の横山

太郎委員からスライドと当日配布された条例素案資料を使用しながら、同会の活動経過や条例素案内容の説明と報告がありました。

活動経過では、全体会議、運営会議、たたき台部会、町民部会を延べ40回以上開催しており、全体会議は完全公開で行われ、会議録はホームページに掲載していることや、条文の内容については、町民、議会、行政というまちの自治を構成する三者すべてを対象としていることから、



■条例最大の特徴は「町民の手づくり」

報告後の講評では、条例策定アドバイザーの山崎幹根北海道大学公共政策大学院教授から、「斜里町の条例の最大の特徴は『町民の手づくり』によるものであることで、さらに、条例の大切さを行政や議会が理解しているところ」とのお話があり、さらに、「自治基本条例というものは、即効性はないが、実効性はある。実効的なものにするには、具体的な実践が必要」との助言をいただきました。

※この報告会で配布された条例素案資料は、事務局(役場企画情報係)に備えられています。

子どもから高齢者まで広く町民にわかりやすい条例となるよう、シンプルな条文と構成にしたこと。また、住みよいまちを築くことを目的として、自治に関する基本的で普遍的な事項と仕組みを定める趣旨から、社会情勢などで変わりやすい用語や個別の具体的な制度などの説明は控え、いつの時代にも通用する恒常的な文章としているなど、素案をまとめるにあたっての基本的な考え方の報告がありました。さらに、条文個々の意味やねらいについての説明があり、参加者は真剣な眼差しで聞き入っていました。



▲参加者からの質問に答える三浦会長(中央)と村上副会長(右)、門間副会長(左)

▶三浦会長の主催者あいさつ



◀山崎教授の講評



問合せ
企画総務課
企画情報係
☎ 23-3131
☎ 23-4150